

議 第 72 号

平成24年 2 月 24 日提出

熊本市障害者自立支援法施行条例の一部改正について

熊本市障害者自立支援法施行条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市障害者自立支援法施行条例の一部を改正する条例

熊本市障害者自立支援法施行条例（平成18年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「又は法第25条第2項」を「、法第25条第2項、法第51条の9第2項又は法第51条の10第2項」に改め、「受給者証」の次に「又は地域相談支援受給者証」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提出理由）

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の一部改正により新たに地域相談支援が同法に規定されたことに伴い、過料を科する規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。